

倉敷市ふれあい収集



～ふれあい収集の趣旨～

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者や障がい者のみの世帯で、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行います。また、安否確認を希望する方には、声かけすることにより、安否の確認を行います。

☆ 対象となる世帯は ☆

市内の在宅で生活している要介護認定者や障がい者のみの世帯で、燃やせるごみや資源ごみ等を世帯員自ら、ごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

- 1 要介護認定者（要介護3～5）
- 2 身体障がい者のうち肢体不自由（1・2級）、視覚障がい（1・2級）

要介護認定者とは : 介護認定審査会で要介護認定を受けている方
身体障がい者とは : 身体障がい者手帳の交付を受けている方

次のような場合などは対象になりません。

- ・同居人や近所の人で、ごみ出しを手伝ってくれる人が身近にいる場合
- ・町内会等との関係が理由で、ごみステーションを利用できない場合
- ・仕事の都合等やごみステーションの距離が遠いなどの自己都合の場合
- ・在宅ではない場合（老人ホームなどに入居している場合）
- ・ごみを長期間放置するなどし、自己では手に負えなくなった場合

お問い合わせ先

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

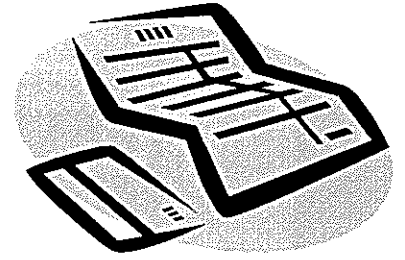
倉敷市 環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課

TEL : (086) 426-3375

FAX : (086) 421-0144

e-mail : gwst@city.kurashiki.okayama.jp

申請の手順



① 申請

○本人に代わって、代理の方が申請することもできます。

なお、対象者が要介護認定者の場合、親族・介護支援専門員（ケアマネジャー）・訪問介護員（ホームヘルパー）・民生委員・アパート管理人等が代理申請してください。

○介護保険被保険者証、又は身体障がい者手帳の写しを添付してください。

○集合住宅からの収集となる場合は、本人又は代理人が当該集合住宅の管理者等と協議し了解を得てください。

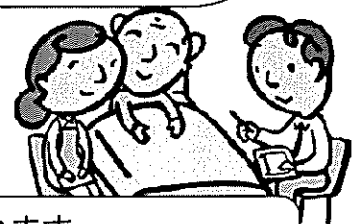
○一般廃棄物対策課（本庁2階18番窓口）へ申請してください。

なお、次の窓口へも提出できます。

| | 担当課 | 所在地 | TEL |
|------|----------------|---------------|----------|
| 支所 | 児島支所 市民課 環境衛生係 | 児島小川町 3681-3 | 473-4546 |
| | 玉島支所 市民課 環境衛生係 | 玉島阿賀崎 1-1-1 | 522-8120 |
| | 水島支所 市民課 環境衛生係 | 水島北幸町 1-1 | 446-1915 |
| | 真備支所 市民課 環境係 | 真備町箭田 1141-1 | 698-1114 |
| センター | 倉敷環境センター | 白楽町 424 | 426-3371 |
| | 児島環境センター | 児島小川町 3697-4 | 472-5166 |
| | 玉島環境センター | 浅口市金光町八重 317 | 522-3844 |
| | 水島環境センター | 水島川崎通 1-1-110 | 444-6640 |



② 事前調査（訪問）



職員がご自宅を訪問し、ごみ出しの状況について、お話を伺います。
また、収集曜日、ごみの出し方や置き場などを決定します。

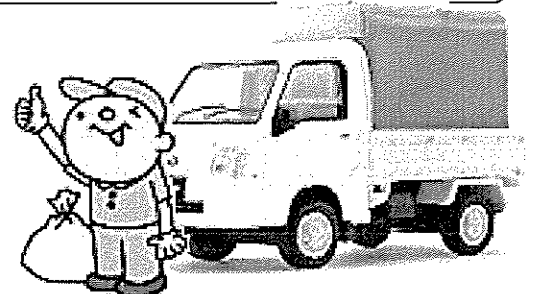


③ 利用決定通知

市から、ふれあい収集利用の可否が通知されます。



④ ふれあい収集開始

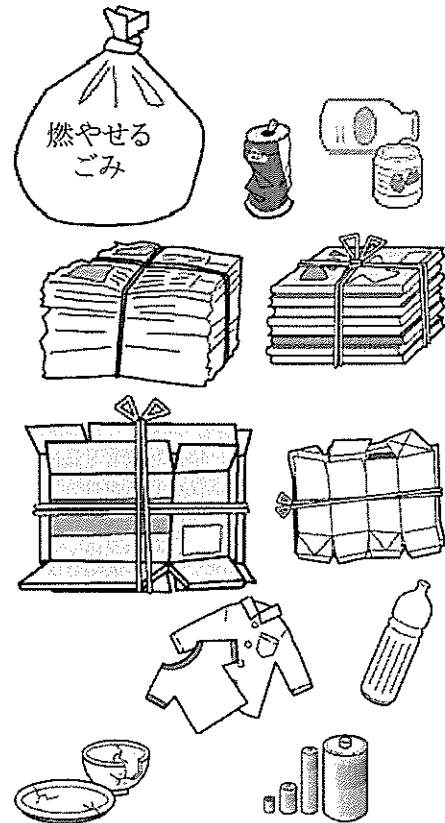


収集について

① 収集するもの

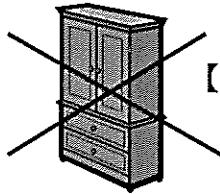
粗大ごみを除く家庭ごみ

| | | | |
|------|---------|---------|----------------|
| 1 | 燃やせるごみ | | |
| 2 | 資源ごみ | 空き缶・金属類 | |
| | | びん類 | 無色透明 |
| | | | 茶色 |
| | | | その他の色 |
| | | 古紙類 | 新聞紙・広告 |
| | | | 雑誌・雑紙・シュレッダーくず |
| | | | ダンボール |
| 紙パック | | | |
| | 古布類 | | |
| | ペットボトル | | |
| 3 | 埋立ごみ | | |
| 4 | 使用済み乾電池 | | |



粗大ごみは収集できません。

粗大ごみは従来どおり、粗大ごみ受付センター（Tel 435-5300）を通して、戸別収集（有料）をご利用ください。もしくは一時的に親族や近隣住民等のご協力が得られる場合は、お近くの環境センターへ持ち込んでください。



【参考】幅1メートル以上のタンスを処理する場合の手数料
 持ち込んだ場合 300円
 戸別収集の場合 1,000円

② 収集頻度

週1回、燃やせるごみ・資源ごみ・埋立ごみ・使用済み乾電池を同時に収集します。

③ ごみの出し方

- ごみは分別して出してください。
- 燃やせるごみは、フタつきのポリバケツを用意して、入れてください。
- 資源ごみなどは、ポリバケツの横に置いてください。

ポリバケツを用意してもらうのは・・・

- ・ごみ収集員がまちがえて、ごみ以外のものを持って帰らないようにするためです。
- ・犬やネコがごみを散らかさないようにするためです。
- ・臭いが近所の迷惑にならないようにするためです。



※ ポリバケツは『ふれあい収集』のシールを貼ります。

ご利用手数料について

燃やせるごみ・資源ごみ・埋立ごみと同様に、無料です。

変更・中止の届出について

「緊急連絡先が変更になるとき」や「一時的に入院等するとき」などは、一般廃棄物対策課へ届け出てください。

ア 変更届出

- ・緊急連絡先を変更する場合
- ・市内転居により住所が変更になる場合

イ 一時停止・中止

- ・一時入院する場合
- ・施設入所する場合
- ・転出する場合
- ・一人暮らしでなくなった場合

安否確認について

希望する方には、ごみを収集するときに、声かけをします。

また、ごみが出ていない場合や声かけに応答がない場合に緊急連絡先へ問い合わせを行い、安否確認をします。